



神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）  
第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課</p> <p><u>神奈川県森林土木事業設計要領(治山編)</u> 第2編 設計編</p> <p><u>令和2年4月</u></p>	 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課</p> <p><u>神奈川県森林土木事業設計要領(治山編)</u> 第2編 設計編</p> <p><u>平成30年10月</u></p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）  
第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
目 次	目 次
第1章 神奈川県治山技術基準細則…………… 1	第1章 神奈川県治山技術基準細則…………… 1
第1節 一般事項（「基準等」第2章7-5）…………… 1	第1節 一般事項（「基準等」第2章7-5）…………… 1
1. 設計雨量強度…………… <u>1</u>	1. 設計雨量強度……………
2. 洪水到達時間…………… <u>5</u>	2. 洪水到達時間……………
3. 流出係数…………… <u>6</u>	3. 流出係数……………
第2章 設計書の作成…………… 7	第2章 設計書の作成…………… 7
第1節 治山ダム工…………… 7	第1節 治山ダム工…………… 7
1. 治山ダム工と土留工の考え方（「基準等」第4章3-1、第5章3-3）…………… <u>7</u>	1. 治山ダム工と土留工の考え方（「基準等」第4章3-1、第5章3-3）……………
2. 治山ダム工の種類（「基準等」第4章3-1）…………… <u>8</u>	2. 治山ダム工の種類（「基準等」第4章3-1）……………
3. 合流点付近の治山ダムの位置（「基準等」第4章3-3-2）…………… <u>8</u>	3. 合流点付近の治山ダムの位置（「基準等」第4章3-3-2）……………
4. 階段状治山ダムの定義（「基準等」第4章3-3-3）…………… <u>8</u>	4. 階段状治山ダムの定義（「基準等」第4章3-3-3）……………
5. 治山ダムの方向及び計画勾配（「基準等」第4章3-3-1、3-4、3-5）…………… <u>9</u>	5. 治山ダムの方向及び計画勾配（「基準等」第4章3-3-1、3-4、3-5）……………
6. 治山ダムの放水路断面の設計（「基準等」第4章3-7）…………… <u>10</u>	6. 治山ダムの放水路断面の設計（「基準等」第4章3-7）……………
7. 治山ダムの袖（「基準等」第4章3-8）…………… <u>11</u>	7. 治山ダムの袖（「基準等」第4章3-8）……………
8. 重力式治山ダムの断面（「基準等」第4章3-9）…………… <u>12</u>	8. 重力式治山ダムの断面（「基準等」第4章3-9）……………
9. 治山ダムの間詰及び袖かくし（「基準等」第4章3-10-3）…………… <u>19</u>	9. 治山ダムの間詰及び袖かくし（「基準等」第4章3-10-3）……………
10. 治山ダムの打継目について（「基準等」第4章3-13、14）…………… <u>20</u>	10. 治山ダムの打継目について（「基準等」第4章3-13、14）……………
11. 治山ダム工で袖部に曲りを設置する場合の算定方法について…………… <u>21</u>	11. 治山ダム工で袖部に曲りを設置する場合の算定方法について……………
12. 谷止工等の間詰工の設計について（「基準等」第4章3-10-3）…………… <u>22</u>	12. 谷止工等の間詰工の設計について（「基準等」第4章3-10-3）……………
第2節 護岸工…………… 23	第2節 護岸工…………… 23
1. 護岸工の天端高（「基準等」第4章4-4、6-6-4）…………… <u>23</u>	1. 護岸工の天端高（「基準等」第4章4-4、6-6-4）……………
2. 護岸工の構造（「基準等」第4章4-5）…………… <u>23</u>	2. 護岸工の構造（「基準等」第4章4-5）……………
第3節 流路工…………… 24	第3節 流路工…………… 24
1. 流路工の目的（「基準等」第4章6-1）…………… <u>24</u>	1. 流路工の目的（「基準等」第4章6-1）……………
2. 流路工の溪床（「基準等」第4章6-4）…………… <u>24</u>	2. 流路工の溪床（「基準等」第4章6-4）……………
3. 流路工における護岸工の天端高（「基準等」第4章6-6-3）…………… <u>25</u>	3. 流路工における護岸工の天端高（「基準等」第4章6-6-3）……………
4. 袖なし帯工について（「基準等」第4章6-7-4）…………… <u>26</u>	4. 袖なし帯工について（「基準等」第4章6-7-4）……………
5. 流路工における構造物相互の関連等（「基準等」第4章6-7）…………… <u>27</u>	5. 流路工における構造物相互の関連等（「基準等」第4章6-7）……………

神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）  
第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
<b>第4節 山腹工</b> …………… 28 1. 山腹土工の考え方…………… <u>28</u> 2. 山腹工の分類…………… <u>31</u> 3. 法切工（「基準等」第5章3-2）…………… <u>32</u> 4. 土留工（「基準等」第5章3-3）…………… <u>32</u> 5. 水路工（「基準等」第5章3-5）…………… <u>35</u> 6. 暗渠工（「基準等」第5章3-6）…………… <u>35</u> 7. 法枠工（「基準等」第5章3-8）…………… <u>35</u> 8. モルタル（コンクリート）吹付工（「基準等」第5章3-11）…………… <u>36</u> 9. 柵工（「基準等」第5章4-2-2）…………… <u>36</u> 10. 筋工（「基準等」第5章4-2-3）…………… <u>36</u> 11. 機械吹付工（「基準等」第5章4-3-2-5）…………… <u>36</u> 12. 伏工（「基準等」第5章4-2-4）…………… <u>40</u> 13. 植生基材吹付（「基準等」第5章4-3-2-5）…………… <u>40</u>  <b>第5節 土 工</b> …………… 44 1. 掘削機械の諸元…………… <u>44</u> 2. 掘削の側法…………… <u>45</u> 3. 溪間工の掘削土量の算出…………… <u>46</u> 4. 護岸工の掘削土量の算出…………… <u>47</u> 5. 土留工の掘削土量及び埋戻し土量の算出…………… <u>49</u> 6. 上流側自走路の掘削…………… <u>52</u> 7. 埋 戻 し…………… <u>52</u> 8. 資材運搬路…………… <u>53</u>  <b>第3章 設計図の作成</b> …………… 55 <b>第1節 設計図の作成</b> …………… 55 1. 一般事項…………… <u>55</u> (1) 製図の意義…………… <u>55</u> (2) 製図の基準…………… <u>55</u> (3) 図面の種類…………… <u>55</u> (4) 図面の大きさ…………… <u>55</u> (5) 図面の標題…………… <u>55</u> (6) 図面の縮尺…………… <u>56</u> (7) 線の区分…………… <u>57</u> (8) 文字及び数字…………… <u>57</u> (9) 作図の通則…………… <u>58</u>	<b>第4節 山腹工</b> …………… 28 1. 山腹土工の考え方…………… 2. 山腹工の分類…………… 3. 法切工（「基準等」第5章3-2）…………… 4. 土留工（「基準等」第5章3-3）…………… 5. 水路工（「基準等」第5章3-5）…………… 6. 暗渠工（「基準等」第5章3-6）…………… 7. 法枠工（「基準等」第5章3-8）…………… 8. モルタル（コンクリート）吹付工（「基準等」第5章3-11）…………… 9. 柵工（「基準等」第5章4-2-2）…………… 10. 筋工（「基準等」第5章4-2-3）…………… 11. 機械吹付工（「基準等」第5章4-3-2-5）…………… 12. 伏工（「基準等」第5章4-2-4）…………… 13. 植生基材吹付（「基準等」第5章4-3-2-5）……………  <b>第5節 土 工</b> …………… 44 1. 掘削機械の諸元…………… 2. 掘削の側法…………… 3. 溪間工の掘削土量の算出…………… 4. 護岸工の掘削土量の算出…………… 5. 土留工の掘削土量及び埋戻し土量の算出…………… 6. 上流側自走路の掘削…………… 7. 埋 戻 し…………… 8. 資材運搬路……………  <b>第3章 設計図の作成</b> …………… 55 <b>第1節 設計図の作成</b> …………… 55 1. 一般事項…………… (1) 製図の意義…………… (2) 製図の基準…………… (3) 図面の種類…………… (4) 図面の大きさ…………… (5) 図面の標題…………… (6) 図面の縮尺…………… (7) 線の区分…………… (8) 文字及び数字…………… (9) 作図の通則……………

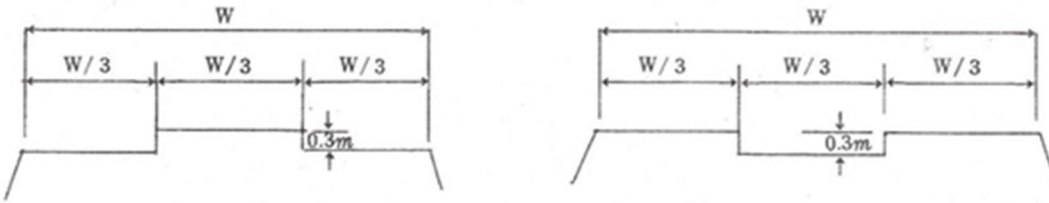
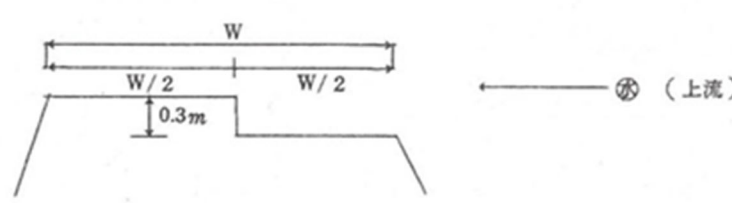
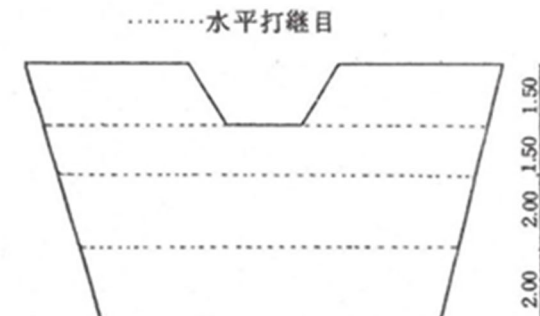
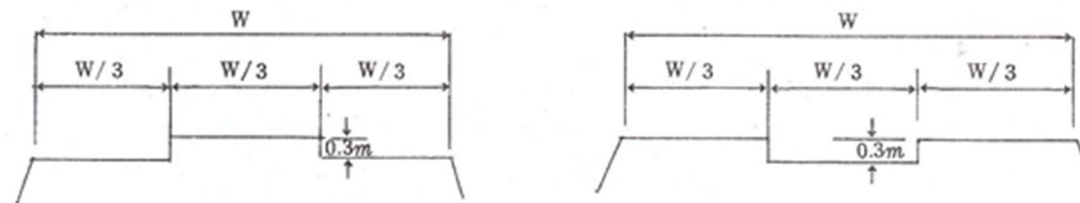
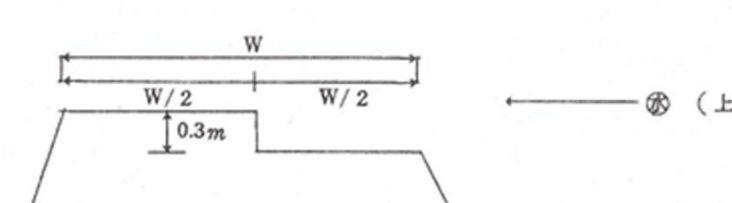
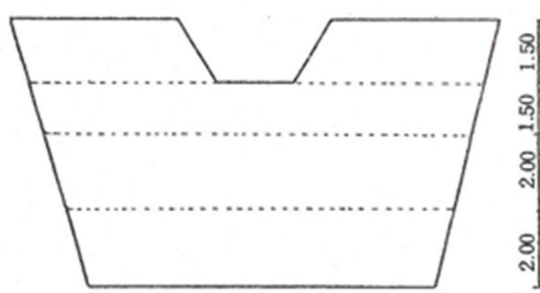
**神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）**  
**第2編 設計編 新旧対照表**

新	旧
(10) 断面 ..... <a href="#">58</a>	(10) 断面 ..... 67
(11) 破断線 ..... <a href="#">59</a>	(11) 破断線 ..... 67
(12) 引出線 ..... <a href="#">59</a>	(12) 引出線 ..... 67
(13) 寸法一般 ..... <a href="#">59</a>	(13) 寸法一般 ..... 67
(14) 寸法 ..... <a href="#">59</a>	(14) 寸法 ..... 67
(15) 寸法の記入 ..... <a href="#">60</a>	(15) 寸法の記入 ..... 67
2. 各論 ..... <a href="#">61</a>	2. 各論 ..... 67
(1) 位置図 ..... <a href="#">61</a>	(1) 位置図 ..... 67
(2) 平面図 ..... <a href="#">61</a>	(2) 平面図 ..... 67
(3) 縦断面図 ..... <a href="#">63</a>	(3) 縦断面図 ..... 67
<b>第2節 数量計算の方法の基準（森林整備保全事業設計積算要領第8-1-7）</b> ..... <a href="#">67</a>	<b>第2節 数量計算の方法の基準（森林整備保全事業設計積算要領第8-1-7）</b> ..... 67
1. 基本 ..... <a href="#">67</a>	1. 基本 ..... 67
2. 応用 ..... <a href="#">67</a>	2. 応用 ..... 67
3. 素材の数値基準 ..... <a href="#">74</a>	3. 素材の数値基準 ..... 67
4. 数量の計算式 ..... <a href="#">75</a>	4. 数量の計算式 ..... 67
参考1 鉄筋重量 ..... <a href="#">78</a>	参考1 鉄筋重量 ..... 67
<b>第3節 その他</b> ..... <a href="#">79</a>	<b>第3節 その他</b> ..... 79
1. 労働安全衛生規則（抜粋） ..... <a href="#">79</a>	1. 労働安全衛生規則（抜粋） ..... 79
2. 設計図等における県道番号の記載について ..... <a href="#">82</a>	2. 設計図等における県道番号の記載について ..... 79

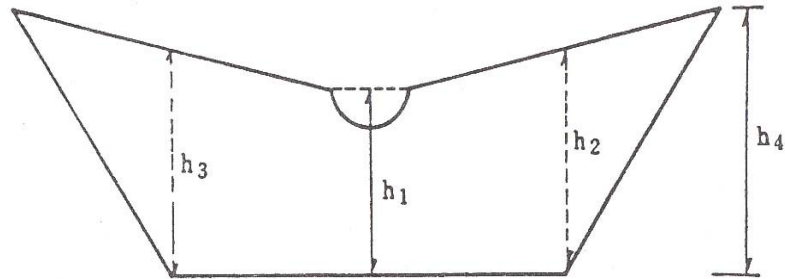
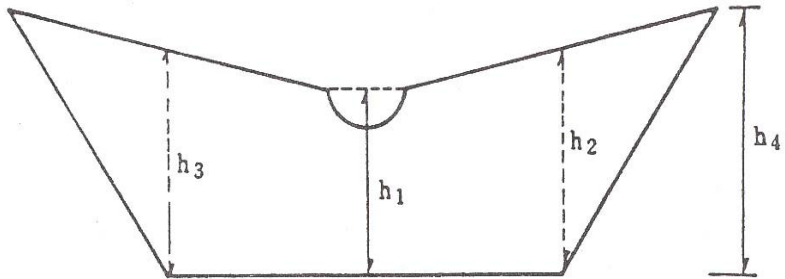
## 神奈川県森林土木事業設計要領（治山編） 第2編 設計編 新旧対照表

新	旧																												
<p>第1章 神奈川県治山技術基準細則</p> <p>【略】</p> <p>8-2. 重力式治山ダムの天端厚（「基準等」第4章 3-9-1-2）</p> <p>(1) 「基準等」に則り、下記を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">決 定 基 準</th> <th style="width: 20%;">天 端 厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローム層、砂質土の天端及び1～2年以内に山腹工を継続して施工し、緑化される直下流の天端</td> <td style="text-align: center;">0.8 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が5 cm以下の溪流</td> <td style="text-align: center;">1.0 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が15 cm以下の溪流</td> <td style="text-align: center;">1.2 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が50 cm以下の溪流</td> <td style="text-align: center;">1.5 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が100 cm以下の溪流</td> <td style="text-align: center;">1.8 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が100 cmを超えた溪流、及び地すべり等により側圧をうける恐れのある溪流</td> <td style="text-align: center;">2.0 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 土石流対策の治山ダムについて 土石流対策の治山ダムの天端厚は<u>最大礫径が2.0mを下回る際には2.0mとし、上回る場合には、緩衝材を併用する等により4mを限度として最大礫径の大きさを0.5m単位で切り上げた厚さとする。</u> (参考 <a href="#">30 林整計第1109号「土石流・流木対策指針」</a> (林野庁計画課施工企画調整室)) ただし、袖部の破壊に対する安全を確認するため、安定計算を行うこととする。 (安定計算は「土石流・立木対策技術指針及び同解説」 <a href="#">(国土交通省)</a> の 2.1.3.3(2) 袖部の破壊に対する構造計算 に準じて行うものとする。) <u>※具体的な計算方法等については、「砂防の手引き」(神奈川県県土整備局砂防海岸課)第IV編設計編 1. 10.1 袖部の安定計算 参照)</u></p> <p>【略】</p> <p>第2章 設計書の作成 第1節 治山ダム工 【略】</p>	決 定 基 準	天 端 厚	ローム層、砂質土の天端及び1～2年以内に山腹工を継続して施工し、緑化される直下流の天端	0.8 m	主たる砂礫の径が5 cm以下の溪流	1.0 m	主たる砂礫の径が15 cm以下の溪流	1.2 m	主たる砂礫の径が50 cm以下の溪流	1.5 m	主たる砂礫の径が100 cm以下の溪流	1.8 m	主たる砂礫の径が100 cmを超えた溪流、及び地すべり等により側圧をうける恐れのある溪流	2.0 m	<p>第1章 神奈川県治山技術基準細則</p> <p>【略】</p> <p>8-2. 重力式治山ダムの天端厚（「基準等」第4章 3-9-1-2）</p> <p>(1) 「基準等」に則り、下記を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">決 定 基 準</th> <th style="width: 20%;">天 端 厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローム層、砂質土の天端及び1～2年以内に山腹工を継続して施工し、緑化される直下流の天端</td> <td style="text-align: center;">0.8 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が5 cm以下の溪流</td> <td style="text-align: center;">1.0 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が15 cm以下の溪流</td> <td style="text-align: center;">1.2 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が50 cm以下の溪流</td> <td style="text-align: center;">1.5 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が100 cm以下の溪流</td> <td style="text-align: center;">1.8 m</td> </tr> <tr> <td>主たる砂礫の径が100 cmを超えた溪流、及び地すべり等により側圧をうける恐れのある溪流</td> <td style="text-align: center;">2.0 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 土石流対策の治山ダムについて 土石流対策の治山ダムの天端厚は <u>3.0m</u> を標準とする。 (参考「砂防事業の手引き(案)」神奈川県県土整備部砂防海岸課) ただし、<u>3.0m</u> とする場合でも袖部の破壊に対する安全を確認するため、安定計算を行うこととする。 (安定計算は「土石流・立木対策技術指針及び同解説」2.1.3.3(2) 袖部の破壊に対する構造計算 に準じて行うものとする。)</p> <p>【略】</p> <p>第2章 設計書の作成 第1節 治山ダム工 【略】</p>	決 定 基 準	天 端 厚	ローム層、砂質土の天端及び1～2年以内に山腹工を継続して施工し、緑化される直下流の天端	0.8 m	主たる砂礫の径が5 cm以下の溪流	1.0 m	主たる砂礫の径が15 cm以下の溪流	1.2 m	主たる砂礫の径が50 cm以下の溪流	1.5 m	主たる砂礫の径が100 cm以下の溪流	1.8 m	主たる砂礫の径が100 cmを超えた溪流、及び地すべり等により側圧をうける恐れのある溪流	2.0 m
決 定 基 準	天 端 厚																												
ローム層、砂質土の天端及び1～2年以内に山腹工を継続して施工し、緑化される直下流の天端	0.8 m																												
主たる砂礫の径が5 cm以下の溪流	1.0 m																												
主たる砂礫の径が15 cm以下の溪流	1.2 m																												
主たる砂礫の径が50 cm以下の溪流	1.5 m																												
主たる砂礫の径が100 cm以下の溪流	1.8 m																												
主たる砂礫の径が100 cmを超えた溪流、及び地すべり等により側圧をうける恐れのある溪流	2.0 m																												
決 定 基 準	天 端 厚																												
ローム層、砂質土の天端及び1～2年以内に山腹工を継続して施工し、緑化される直下流の天端	0.8 m																												
主たる砂礫の径が5 cm以下の溪流	1.0 m																												
主たる砂礫の径が15 cm以下の溪流	1.2 m																												
主たる砂礫の径が50 cm以下の溪流	1.5 m																												
主たる砂礫の径が100 cm以下の溪流	1.8 m																												
主たる砂礫の径が100 cmを超えた溪流、及び地すべり等により側圧をうける恐れのある溪流	2.0 m																												

## 神奈川県森林土木事業設計要領（治山編） 第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
<p><b>10. 治山ダムの打継目について</b>（「解説」第4章 3-13、14）</p> <p>(1) 水平打継目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての治山ダム（袖も含む）について次のとおり適用するものとする。</li> <li>・打継目面に凸凹を設ける場合には、次の図を標準とする。</li> </ul> <p>1) 天端厚 <math>\geq 1.5\text{m}</math>（凸凹を標準とする）</p>  <p>2) 天端厚 <math>&lt; 1.5\text{m}</math>（上流側の低い階段状を標準とする）</p>  <p><b>3) 【削除】</b></p> <p>・打継目に凹凸を設ける場合の型枠工については、「<b>小型構造物</b>」を適用し、垂直面についてのみ設置する。コンクリート打設は1リフト2mとして打継目の位置を決め、型枠の必要量を計上する。打込みは、土木学会発行「コンクリート標準示方書[施工編]」表10.3.1許容打重ね時間間隔の標準以内とする。</p> 	<p><b>10. 治山ダムの打継目について</b>（「解説」第4章 3-13、14）</p> <p>(1) 水平打継目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての治山ダム（袖も含む）について次のとおり適用するものとする。</li> <li>・打継目面に凸凹を設ける場合には、次の図を標準とする。</li> </ul> <p>1) 天端厚 <math>\geq 1.5\text{m}</math>（凸凹を標準とする）</p>  <p>2) 天端厚 <math>&lt; 1.5\text{m}</math>（上流側の低い階段状を標準とする）</p>  <p>3) その他、挿し筋による場合（4型ダム、堤高7m以下に限る）は、水平打ち継目面1mあたり、25cmピッチで直線又は千鳥状に配置する。</p> <p>挿し筋に使用する鋼材は、異型棒鋼D25（SD295）、必要長1.0mとする。（平成10年1月1日付け県通知による）</p> <p style="text-align: center;">.....水平打継目</p>  <p>・打継目に凹凸を設ける場合の型枠工については、「<b>小型構造物 I</b>」を適用し、垂直面についてのみ設置する。コンクリート打設は1リフト2mとして打継目の位置を決め、型枠の必要量を計上する。打込みは、土木学会発行「コンクリート標準示方書[施工編]」表10.3.1許容打重ね時間間隔の標準以内とする。</p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）  
第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
<p>【略】</p> <p>第4節 山腹工</p> <p>【略】</p> <p>4. 土留工（「基準等」第5章 3-3）</p> <p>4-1. コンクリート土留工とコンクリートブロック土留工の適用 経済性・施工性・現場条件・設計条件を勘案して、適切な種別を選定すること。</p> <p>4-2. 土留工の安定性の検討（「基準等」第5章 3-3-5）</p> <p>(1) 土留工の安定計算に用いる単位体積重量は以下を標準とする。 コンクリート製の堤体・・・22.1kN/m<sup>3</sup>(試験等を行わない場合)</p> <p>(2) 土留工がインクライン状の構造の場合、安定計算上の構造物の高さは、次による。</p>  <p>1) 安定計算上の高さは <math>h_2</math> か <math>h_3</math> のいずれか高い方とする。</p> <p>2) <math>h_4 - h_1 &gt; 0.50</math> の場合は、土留工に曲線部を設けたり、土留工の高さを小さくするなど、検討する。</p> <p><u>4-3. 基礎の根入れ</u> 地盤変動の影響を受けない地山まで根入れすることを原則とし、地山が傾斜している箇所の土被りは、土砂の場合 1.0m 以上、岩盤の場合 0.5m 以上の水平土被りを標準とする。</p> <p>4-4. 流路工における、裏込材の設置について 裏込材の設置については、治山技術基準 3-3-7 のとおり、土留工背面に作用する水の排除と土圧の均等化を図る目的で設置することとなっている。そのため、一番下部に設置した水抜きパイプから下は、現場発生土や良質な埋戻材料等により遮断層を設け、速やかに浸透水を排出すると共に、基礎へ浸透水が廻らないようにすることとなっている。</p>	<p>【略】</p> <p>第4節 山腹工</p> <p>【略】</p> <p>4. 土留工（「基準等」第5章 3-3）</p> <p>4-1. コンクリート土留工とコンクリートブロック土留工の適用 経済性・施工性・現場条件・設計条件を勘案して、適切な種別を選定すること。</p> <p>4-2. 土留工の安定性の検討（「基準等」第5章 3-3-5）</p> <p>(1) 土留工の安定計算に用いる単位体積重量は以下を標準とする。 コンクリート製の堤体・・・22.1kN/m<sup>3</sup>(試験等を行わない場合)</p> <p>(2) 土留工がインクライン状の構造の場合、安定計算上の構造物の高さは、次による。</p>  <p>1) 安定計算上の高さは <math>h_2</math> か <math>h_3</math> のいずれか高い方とする。</p> <p>2) <math>h_4 - h_1 &gt; 0.50</math> の場合は、土留工に曲線部を設けたり、土留工の高さを小さくするなど、検討する。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>4-3. 流路工における、裏込材の設置について 裏込材の設置については、治山技術基準 3-3-7 のとおり、土留工背面に作用する水の排除と土圧の均等化を図る目的で設置することとなっている。そのため、一番下部に設置した水抜きパイプから下は、現場発生土や良質な埋戻材料等により遮断層を設け、速やかに浸透水を排出すると共に、基礎へ浸透水が廻らないようにすることとなっている。</p>

**神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）**  
**第2編 設計編 新旧対照表**

新	旧
<p>これに対し、流路工においては、流路工の目的：治山技術基準 6-1 から乱流を防止し流路を固定することである。治山事業の場合、流路を設置する箇所は、①溪流の上部で、常水はなく比較的地下水位も低い、洪水時の流路固定が必要である場合。②溪流の中流・下流部の氾濫源で、流路固定が必要である場合、背面土の土質も悪く、地下水位も高い場合の二つに大別されると考えられる。</p> <p>①の場合においては、流路工の裏込材の設置の考え方は、土留工の場合と同様である。</p> <p>②の場合においては、A：背面の地下水位が高い、B：コンクリートブロック積護岸工背面に作用する土圧の均等化を基礎部分まで考慮する必要がある、C：遮断層を設置しても、遮断層自体が地下水の影響を受け遮断層として機能しない可能性があること、D：洪水時に遮断層が吸い出されやすいことなどを総合的に判断し、裏込材を基礎部分まで設置するか否かを検討する。</p>	<p>これに対し、流路工においては、流路工の目的：治山技術基準 6-1 から乱流を防止し流路を固定することである。治山事業の場合、流路を設置する箇所は、①溪流の上部で、常水はなく比較的地下水位も低い、洪水時の流路固定が必要である場合。②溪流の中流・下流部の氾濫源で、流路固定が必要である場合、背面土の土質も悪く、地下水位も高い場合の二つに大別されると考えられる。</p> <p>① の場合においては、流路工の裏込材の設置の考え方は、土留工の場合と同様である。</p> <p>② の場合においては、A：背面の地下水位が高い、B：コンクリートブロック積護岸工背面に作用する土圧の均等化を基礎部分まで考慮する必要がある、C：遮断層を設置しても、遮断層自体が地下水の影響を受け遮断層として機能しない可能性があること、D：洪水時に遮断層が吸い出されやすいことなどを総合的に判断し、裏込材を基礎部分まで設置するか否かを検討する。</p>